

はしがき

株式は、株式会社の社員としての地位を細分化して割合的地位の形にしたものであるとともに、株式会社にとって、社債と並ぶ直接金融型の資金調達手法でもある。特に、上場会社が発行する株式は、金融商品取引所で取引を行うことができることにより高い流動性が確保されていることから、従来より上場会社にとって有力な資金調達方法として株式の発行が行われてきた。そして、資本市場のグローバル化が進展していく中で、我が国の株式市場における外国人投資家の比率も1990年代前半の10%未満から急上昇し、足元では3割超に達しているが、これに伴い、上場会社が海外の投資家から資金調達を行うケースも増え、特に大規模な公募増資案件ではグローバルオファリングの形で米国、欧州及びアジア等の投資家が参加することが一般的となっている。さらに、日本政府が2022年に「スタートアップ育成5か年計画」を公表する等、我が国の産業競争力を強化する観点からスタートアップ企業が注目され、その数が増加していく中であって、スタートアップ企業及びそれに投資した投資家の出口戦略の一環として、IPO市場の重要性も増している。近時においても、公開価格の設定プロセスの見直しが行われており、今後も株式市場を取り巻く環境に様々な変化が生じる可能性がある。

また、株式は、M&A取引の対価としても活用可能である。従来、我が国のM&Aは現金を対価として行われるものが比較的多く、欧米諸国に比して、株式対価M&A（自社株対価M&A）の活用が進んでいないと指摘されてきた。しかし、令和元年会社法改正における株式交付制度の導入等もあり、株式対価M&Aの活用可能性は拡大しつつある。

以上のような状況も踏まえ、本書では、改めて新株発行及び自己株式処分に係る関係法令を整理するとともに、最新の新株発行及び自己株式処分の実

務について、必要に応じて実例を用いながらなるべくわかりやすい説明を心掛けた。

具体的には、第Ⅰ編においては、新株発行ないし自己株式処分（以下「新株発行等」という）に適用される会社法及び金融商品取引法の規律並びに東京証券取引所の規則について概説するとともに、日本以外の主要な法域の証券規制についても紹介している。第Ⅱ編及び第Ⅲ編においては、新株発行等による典型的な資本調達手法である公募増資及び第三者割当増資のそれぞれの実務について概説し、第Ⅳ編では近時はあまり見られなくなった株主割当増資の紹介も行っている。また、第Ⅴ編ではIPOをはじめとする新規上場の実務について概説した上で、海外上場について紹介している。第Ⅵ編においては、新株発行等とは直接関係はないものの、資本市場においてこれと並んで重要な取引である上場株式の売却（売出し）についても理解することが資本市場全体の理解のために有意義であることから、上場株式の売出しの実務についても概説した。第Ⅶ編においては、今後の利用拡大が期待される株式対価 M&A について、事例の紹介も交えつつ各種手法を概説している。最後に、第Ⅷ編においては、新株発行等を巡る係争について、判例の動向等も踏まえつつ、類型毎の要件や手続を整理した。

上記のとおり、株式を取り巻く環境は時代ごとに変化しており、今後も法改正が行われたり新たな実務が登場したりする可能性があることから、必要に応じて随時本書を改訂し、より充実した内容にアップデートしていきたい。もとより、本書には不足の点や改善すべき点多々存在するものと思われるが、読者の皆様のご意見、ご叱正等を賜れば幸いである。また、本書の執筆に当たっては、筆者らが所属する西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の佐々木将也弁護士にも、リサーチ及び校正作業に際して多大な協力を得た。ここに特に記して感謝の意を表したい。

最後に、本書が刊行に至ったのは、株式会社商事法務の澁谷禎之氏、宮尾悠子氏のご尽力のお陰である。執筆者の遅筆にもかかわらず献身的に作業を

行い、忍耐強く見守って下さった諸氏に対し、ここに深く感謝申し上げたい。

2024年1月

執筆者を代表して

太田 洋

濃川 耕平

松尾 拓也

目 次

- はしがき (1)
凡 例 (24)

第 I 編 会社法・金融商品取引法の規律 1

第 1 章 会社法 3

- I 新株の発行、自己株式の処分の手続の概要 3
- II 募集事項の決定 5
- 1 募集事項の内容 5
- (1) 募集株式の数・6 / (2) 払込金額またはその算定方法・7 /
(3) 現物出資の場合の定め・8 / (4) 払込期日または払込期間・8 /
(5) 増加する資本金および資本準備金に関する事項・9
- 2 募集事項等の決定機関 10
- (1) 公開会社の場合・10 / (2) 公開会社でない会社の場合・12
- III 募集事項の決定後の手続 13
- 1 株主割当以外の方法による募集手続 13
- (1) 募集事項の通知または公告・13 / (2) 申込みをしようとする者に対する募集事項等の通知、申込み・14 / (3) 割当ての決定および引受人に対する割当内容の通知・15 / (4) 総数引受契約・16
- 2 株主割当ての方法による募集手続 17
- 3 現物出資の場合に特有な手続 18
- (1) 検査役による検査手続・18 / (2) 検査役の検査が不要な場合・19

IV 払込みおよびその後の手続	21
V 募集株式の発行等の前後の救済制度	21
VI 募集に係る責任等	22
1 無効・取消しの制限	22
2 通謀引受人等の責任	23
3 現物出資の不足額填補責任	23
4 出資の履行を仮装した場合の責任	24
5 その他の責任等	25

第2章 株式に関する金融商品取引法上の開示規制

I 発行開示	26
1 発行開示制度の概要	26
2 有価証券の募集	27
(1) 総説	27
(2) 多人数向け勧誘	29
(3) 適格機関投資家私募	29
(4) 特定投資家私募	31
(5) 少人数私募	33
3 有価証券の売出し	34
(1) 総説	34
(2) 多人数向け勧誘	35
(3) 適格機関投資家私売出し	35
(4) 特定投資家私売出し	36
(5) 少人数私売出し	36
(6) 有価証券の売出しから除外される取引	37
4 有価証券届出書の提出義務	37
(1) 総説	37
(2) 届出免除事由	38
(3) 適格機関投資家取得有価証券一般勧誘	38
(4) 特定投資家等取得有価証券一般勧誘	39
5 有価証券届出書の提出	39
(1) 総説	39
(2) 有価証券届出書の方式	39
(3) 効力発生	42
(4) 訂正届出書	43
(5) 有価証券届出書の提出と公衆縦覧	43
6 有価証券通知書	44

(6) 目次

7	目論見書	45
(1)	総説	45
(2)	目論見書の作成義務	45
(3)	目論見書の交付義務	45
(4)	目論見書の記載事項	46
(5)	訂正目論見書	47
(6)	目論見書の交付方法	47
8	発行登録制度	47
(1)	総説	47
(2)	利用適格要件	48
(3)	発行登録書	48
(4)	効力発生と効力停止	48
(5)	発行登録書の訂正	49
(6)	発行登録追補書類	50
(7)	発行登録書の取下げ	50
(8)	発行登録目論見書等	51
(9)	発行登録通知書	51
II	継続開示	52
1	総説	52
2	有価証券報告書	52
(1)	概要	52
(2)	提出義務の発生時期	53
(3)	提出義務の中断・消滅	53
3	四半期報告書・半期報告書・臨時報告書	54
(1)	総説	54
(2)	四半期報告書	54
(3)	半期報告書	55
(4)	臨時報告書	55

第3章 東京証券取引所ルール 56

I	適時開示ルールの概要	56
II	株式の募集、自己株式処分の際の適時開示ルールの概要	57
1	適時開示が必要となる場合	57
2	開示が必要となる事項	58
3	第三者割当の場合の留意点	59
4	その他東京証券取引所への提出が必要となる書類	61
III	エクイティファイナンスのプリンシプル	63
1	プリンシプルの制定の背景	63
2	プリンシプルの概要	65

3	プリンシプルの個別事例への適用	68
(1)	第1原則との関係で問題になる事例	68 / (2) 第2原則との関係で問題になる事例
(3)	第3原則との関係で問題になる事例	70
(4)	第4原則との関係で問題になる事例	71

第4章 外国証券規制その他

I	米国証券規制	73
1	証券法上の登録義務	73
(1)	総論	73 / (2) 証券法における登録義務の免除要件
(3)	Regulation S	76 / (4) M&Aにおける米国証券法の適用
(4)	M&Aにおける米国証券法の適用	79
2	不実開示の責任	81
(1)	証券法上の責任	81 / (2) Rule 10b-5とその適用範囲
(2)	Rule 10b-5とその適用範囲	82
3	取引所法上の登録義務	84
(1)	取引所法 Section 12	84 / (2) Rule 12 g3-2(b)
(2)	Rule 12 g3-2(b)	85
II	その他の国の証券規制	86
1	シンガポール	86
(1)	総論——関連規制	86 / (2) パブリック・オファリングにおける目論見書規制
(3)	免除規定	89 / (4) その他
(4)	その他	91
2	香港	95
(1)	総論——関連規制	95 / (2) パブリック・オファリングの目論見書規制
(3)	その他	98

第 II 編 公募増資

105

第 1 章 国内公募増資 106

I 総 論	106
II 国内公募増資の実務	107
1 主要な関係者	107
(1) 発行会社・107 / (2) 主幹事証券会社・107 / (3) 貸 株 人・107 / (4) 監査法人・107 / (5) カウンセル・107	
2 主な手続およびスケジュール	108
(1) キックオフ・ミーティング・108 / (2) 発行決議日に向けた準備行為・108 / (3) 発行決議日・109 / (4) マーケティング・ブックビルディング期間・110 / (5) 条件決定日・111 / (6) 申込期間・112 / (7) 払込みおよび受渡し・112 / (8) シンジケートカバー取引およびグリーンシュエオープンオプションの行使・112	
3 主たる関係書類	113
(1) 取締役会議事録・113 / (2) 開示書類・114 / (3) 引受契約・114 / (4) ロックアップレター・114 / (5) 株式消費貸借契約・114 / (6) グリーンシュエオープン付与契約・114 / (7) 主幹事会社間契約および引受団契約・115 / (8) コンフォートレター・115 / (9) ロードショーマテリアル・115	

第 2 章 グローバルオフアリング 116

I グローバルオフアリングとは	116
1 総 論	116
(1) 調達額拡大・116 / (2) 海外での知名度向上・投資家層拡大・117	

2	グローバルオファリングに関する規制	117
	(1) 米国の一般投資家からも資金調達を行う場合	117 / (2) 米国においては適格機関購入者のみから資金調達する場合
	(3) 米国以外の投資家からのみ資金調達を行う場合	118
II	主要な関係者	118
1	海外引受証券会社	119
2	海外法カウンセル	119
3	訴訟送達代理人	119
III	スケジュール	119
IV	主たる関係書類	125
1	国内開示書類	125
	(1) 有価証券届出書における海外募集に関する記載	125 / (2) 臨時報告書
	(3) プレスリリースにおける海外募集に関する記載	126
2	海外開示書類	127
	(1) リスク要因 (Risk Factor)	127 / (2) 発行会社の経営陣による財務状態および経営成績に関する検討および分析 (Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations)
	(3) 事業の状況 (Business)	128 / (4) 株式の説明 (Description of Common Stock)
	(5) その他	128
3	契約書関係	129
	(1) 海外引受契約 (International Purchase Agreement。以下「IPA」という)	129 / (2) 訴状送達代理人選任書 (Process Agent Appointment Letter)
	(3) その他	130
4	その他	130
	(1) 募集事項通知書・申込書・割当通知書	130 / (2) Power of Attorney
	(3) 法律意見書・Disclosure Letter	131 / (4) コンフォートレター
	(5) 外国為替及び外国貿易法関係書類	131

第Ⅲ編 第三者割当増資

135

I 総 論	136
II 金融商品取引法による規律	136
1 規制の対象	136
2 有価証券届出書の要否	137
3 届出前勧誘規制	137
4 財務局の事前審査	138
5 第三者割当の特記事項	139
(1) 概 要・139 / (2) 割当予定先の状況 (①)・140 / (3) 株券等の譲渡制限 (②)・140 / (4) 発行条件に関する事項 (③)・141 / (5) 大規模な第三者割当に関する事項 (④)・141 / (6) 第三者割当後の大株主の状況 (⑤)・142 / (7) 大規模な第三者割当の必要性 (⑥)・142	
6 MSCB等についての開示	143
III 金融商品取引所の規則による規律	144
1 規制の対象	144
2 適時開示	144
(1) 概 要・144 / (2) 東京証券取引所の事前相談・145 / (3) 第三者割当の記載事項・145	
3 金融商品取引所への提出書類	145
4 上場廃止基準	147
5 企業行動規範上の規制	147
(1) 第三者割当に係る遵守事項・147 / (2) 支配株主との重要な取引に係る遵守事項・147	
6 MSCB等に係る規制	148
(1) 総 論・148 / (2) 適時開示・149 / (3) MSCB等の転換または行使の状況に関する開示・149 / (4) MSCB等の発行に係る遵守事項・149	

IV 第三者割当増資の実務	150
1 主要な関係者	150
(1) 発行会社・150 / (2) 割当予定先・150 / (3) 財務アドバイザー/Placement Agent・150 / (4) 法律顧問・151 / (5) 評価機関・調査会社・151 / (6) 第三者委員会等(大規模第三者割当の場合)・151	
2 主要なドキュメント	151
(1) 開示書類・151 / (2) 取締役会議事録・152 / (3) 割当契約・152	
3 スケジュールの概要	152

第IV編 株主割当増資 155

I 株主割当増資の概要	156
II 株主割当増資とその他増資手段との相違	156
1 株主割当増資と公募増資・第三者割当増資	156
2 株主割当増資とライツ・オフERING	157
III 株主割当増資の手続	158
1 会社法上の手続	158
(1) 募集事項等の決定・158 / (2) 公告・158 / (3) 株主に対する通知・159 / (4) 株主による申込み・159 / (5) 払込み・160 / (6) 変更の登記・160	
2 金融商品取引法上の手続	160
3 金融商品取引所・証券保管振替機構関係の手続	161
IV 近時の利用例	161

第 V 編 新規上場

163

第 1 章 国内上場……………164

I 株式上場の意義およびプロセス……………	164
1 株式上場の意義……………	164
2 株式上場のメリット……………	165
(1) 知名度の向上・165 / (2) 信用力の向上・165 / (3) 株式の流動性拡大・165 / (4) 資金調達能力の多様化・165 / (5) 社内管理体制の充実・166 / (6) 優秀な人材の確保および役員・従業員の士気ならびにモラルの向上・166	
3 株式上場のデメリット……………	166
(1) 事務負担の増加・166 / (2) 敵対的買収や株式の投機的取引等の危険性・167	
4 国内における株式上場および IPO の関係者……………	167
(1) 主幹事証券会社・168 / (2) 監査法人・168 / (3) 株式事務代行機関・169 / (4) 金融商品取引所・170 / (5) 法律顧問・170 / (6) 売出人・170	
5 国内における株式上場および IPO のプロセス……………	170
(1) スケジュールの概要・170 / (2) 上場に関する手続・171 / (3) IPO に関する手続・178	
II 株式上場および IPO に係る諸問題……………	182
1 プレ IPO インベストメント……………	182
2 ロックアップ……………	183
(1) 制度ロックアップ・183 / (2) 任意ロックアップ・184 / (3) 親引けにあたってのロックアップ・184	
3 親引け……………	184
◆ Column ◆承認前届出書方式 (いわゆる「S-1方式」)……………	186

第2章 海外上場.....189

I	米国上場.....	189
1	概 要.....	189
2	主な関係者.....	190
	(1) NYSE・190 / (2) SEC・190 / (3) 預託銀行・190 / (4) リーガルカウンセル・191 / (5) 監査法人・191 / (6) その他・191	
3	上場要件.....	191
4	ADRの発行.....	193
5	上場手続.....	193
	(1) 証券会社・アドバイザー等の選任・193 / (2) SECへの登録手続・194 / (3) NYSE関連の手続・196 / (4) その他の手続・196 / (5) 上場後の義務・196	
II	シンガポール上場.....	198
1	シンガポール証券取引所とは.....	198
2	メインボードとカタリスト.....	198
3	上場要件.....	199
4	上場手続.....	200
	(1) アドバイザーの選任・200 / (2) 上場申請書等の書類の準備・201 / (3) SGXによるレビュー・202 / (4) 契約書類の作成・202 / (5) MASへの目論見書の提出・202 / (6) 目論見書の登録・203 / (7) IPOの終了・203 / (8) 上場承認および上場・203	
5	日系企業の上場.....	203
III	香港上場.....	204
1	香港証券取引所とは.....	204
	(1) 概 要・204 / (2) メインボードとGEM・205 / (3) プライマリー上場とセカンダリー上場・205	
2	プレイヤー.....	206

(14) 目次

(1) 香港証券取引所・206 / (2) S F C・206 / (3) スポンサー・
アンダーライター・206 / (4) 法律事務所・206 / (5) 会計事務
所・207 / (6) その他・207

3 上場要件……………207

4 原株方式と預託証券方式……………209

5 上場手続・必要書類……………210

6 上場後の義務……………210

7 香港取引所規則と日本法の抵触の問題……………210

(1) 総 説・210 / (2) 香港証券取引所のアプローチ・211

8 最後 に……………211

第3章 SPAC……………213

I SPAC とは……………213

1 はじめに……………213

2 SPAC の歴史・背景……………214

II SPAC の概要……………214

1 スキームの概要……………214

2 スポンサーの役割……………216

3 SPAC の IPO……………216

(1) SEC 登録・216 / (2) 公募増資・217 / (3) 信託口座への保
管・217 / (4) SPAC による対象会社の調査・217 / (5) SPAC の
買収交渉・218 / (6) SPAC の株主総会による買収の決定・218 /
(7) 買収実行 (De-SPAC)・219

III 従来の IPO 手続との比較……………219

1 IPO の確実性……………219

2 価格決定 (プライシング)……………220

3 その他……………220

IV 日本における活用・利用可能性……………220

1	東京証券取引所の上場基準との関係	220
2	日本企業による活用可能性	221
	(1) 三角組織再編・221 / (2) 会計基準・222 / (3) コーポレート・ガバナンス・222 / (4) 上場後の継続開示等・223 / (5) 外国為替及び外国貿易法による制約・223 / (6) 米国における規制強化動向・223	
V	日本市場における SPAC 解禁の可能性	224
1	近時の状況	224
2	開示規制の厳格化およびコーポレート・ガバナンスの充実	225
3	Due Diligence の充実	225
4	Pro-Market の活用	226

第 VI 編 上場株式の売却

227

第 1 章 上場株式の売却に関連する 金融商品取引法の規制・適時開示

228

I	売出し規制の概要	228
1	有価証券の売出し	228
2	適用除外取引	229
3	私売出し	230
II	開示規制	231
1	有価証券届出書	231
2	有価証券通知書	232
3	目論見書	233
4	臨時報告書	234
5	適時開示	234
III	インサイダー取引規制	235

(16) 目 次

1 規制の概要	235
(1) 会社関係者等のインサイダー取引規制・235 / (2) 公開買付者等関係者等のインサイダー取引規制・236 / (3) 未公表の重要事実の伝達等の禁止・237	
IV 短期売買取引の規制・売買報告書	238
V 公開買付規制	238
VI 大量保有報告書、変更報告書	240
VII 外国為替及び外国貿易法	240

第2章 各取引類型の実務 241

I 証券会社の買取引受けによる売出し	241
1 開示書類	241
2 引受契約等	242
3 発行会社の取締役会決議の要否	242
4 スケジュール	242
II 少数者の者への上場株式の譲渡	243
III ブロックトレード	243
1 ブロックトレードとは	243
2 開示書類	244
3 ブロックトレード契約	245
4 スケジュール	246
IV ToSTNeT	246
1 ToSTNeT とは	246
2 ToSTNeT-1の概要	247
3 ToSTNeT-2の概要	247
4 ToSTNeT-3の概要	248
5 ToSTNeT 取引と売出し規制	249
V 立会外分売	250

1 立会外分売とは	250
2 立会外分売が禁止される場合	251
3 立会外分売と売出し規制	251

第 VII 編 新株発行等を用いた M&A 253

第 1 章 対象会社側における新株発行等を伴う M&A …… 256

I 第三者割当増資による M&A	256
1 総論	256
2 適用される法規制の概要	257
(1) 会社法に定められる決定機関・258 / (2) 発行開示規制・260 /	
(3) 公開買付規制・261 / (4) インサイダー取引規制・262 / (5)	
その他・263	
3 株式譲受取引と比較した場合の特徴	263
(1) 総論・263 / (2) 対象会社が上場会社の場合の留意点・272	
/ (3) 対象会社が非上場会社、非公開会社かつ有報非提出会社（類型 V）	
の場合の留意点・276 / (4) スキーム選択上の留意点・277	
II 株式引受契約の内容	277
1 株式引受契約の基本的構成	277
(1) 基本的合意（上記(i)~(iii)）・278 / (2) 表明保証（上記(iv)）・278	
/ (3) 誓約事項（上記(v)）・279 / (4) 前提条件（上記(vi)）・280 /	
(5) その他（上記(vii)~(ix)）・281	
2 上場会社が第三者割当増資を行う場合の発行価額に関する考え方 （支配権プレミアムの要否）	282
3 対象会社の表明保証違反に基づく補償請求	284
4 対象会社への補償責任の追及と有利発行規制	286
III 第三者割当増資による M&A の具体的活用	287

(18) 目次

1 総論	287
2 普通株式の第三者割当増資により M&A を実施する場合	288
(1) 金銭を出資する場合	288
(2) 金銭債権を出資する場合	289
(3) 事業や子会社株式を出資する場合	290
3 種類株式の第三者割当増資により M&A を行う対応	291
4 新株予約権の第三者割当を伴う場合	294
5 第三者割当増資と株式譲受取引との組合せ	295
(1) 通常の場合の組合せ取引	295
(2) 株式譲受による株式取得の不足分を補うための第三者割当増資	296

第2章 買収者株式を対価とする M&A 299

I 概要	299
1 買収者株式を対価とする M&A の諸類型	299
2 現物出資による新株発行と組織再編の比較	300
(1) 会社法上の手続の比較	301
(2) 課税関係・税制適格要件の比較	303
II 買収者株式を対価として対象会社株式を取得する M&A	310
1 総論	310
2 現物出資による新株発行を用いた株式対価 M&A のうち買収者が直接の取得主体となる取引	311
(1) 総論	311
(2) 現物出資による新株発行を用いた株式対価 M&A による内国会社株式の一部取得の実例—— TOKAI ホールディングスー東京ベイネットワーク	311
(3) 現物出資による新株発行を用いた株式対価 M&A による内国会社株式の全部取得の実例——ホソカワマイクロンーユノインターナショナル	313
(4) 現物出資による新株発行を用いた株式対価 M&A による外国会社株式の一部取得の実例——オリックスーRobeco	315
(5) 現物出資による新株発行を用いた株式対価 M&A による外国会社株式の全部取得の実例①（個別合意に基づく現物出	

資の場合) ——リプロセル – Biotpta Limited · 316 / (6) 現物出資による新株発行を用いた株式対価 M&A による外国会社株式の全部取得の実例② (スキーム・オブ・アレンジメントに基づく現物出資の場合) ——武田薬品工業 – Shire plc · 318	
3 現物出資による新株発行を用いた株式対価 M&A のうち買収者の子会社が直接の取得主体となる取引	321
(1) 総論 · 321 / (2) 子会社における現物出資による新株発行を用いた株式対価 M&A による外国会社の株式の全部取得の実例—— GCA サヴィアン – Altium Corporate Finance Group Limited · 322	
4 組織再編等を用いた株式対価 M&A のうち買収者が直接の取得主体となる取引	325
(1) 総論 · 325 / (2) 株式交換を用いた株式対価 M&A の実例—— JX ホールディングス – 東燃ゼネラル石油 · 325	
5 組織再編等の方法を利用して買収者の子会社が直接の取得主体となる取引	326
(1) 総論 · 326 / (2) 三角株式交換を用いた株式対価 M&A による内国会社の株式取得の実例——シティグループ – 日興コーディアルグループ · 328 / (3) (米国法上の) 逆三角合併を用いた株式対価 M&A による外国会社の株式取得の実例——ユーザベース – Quartz Media LLC · 329	
III 買収者株式を対価として対象会社の事業を取得する M&A	331

第3章 自社株対価 TOB

I 概説	336
II 会社法上の規制	337
1 現物出資規制	337
(1) 検査役の調査 · 337 / (2) 価額填補責任 · 339	
2 有利発行規制	340
III 産業競争力強化法の会社法特例措置	341

(20) 目 次

1 概 要	341
2 本特例措置の概要	342
(1) 本特例措置の適用を受けるための要件	342
(2) 本特例措置の内容	345
3 実務上の留意点	351
(1) スケジュール上の留意点	351
(2) 株式の発行等に係る決議に関する留意点	359
(3) 公開買付規制に関する留意点	362
(4) 商業登記制度に関する留意点	365
(5) 公開買付以外の方法による取得の場合の留意点	366
(6) 外国法に基づく株式取得制度を利用する場合の留意点	367
IV 税 務	373

第4章 株式交付 375

I 概 要	375
II 「株式交付」制度の概要	377
1 「株式交付」の内容	377
2 「株式交付」の手続	378
(1) 株式交付計画	379
(2) 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等	385
(3) 株式交付の効力の発生	392
(4) 株式交付親会社の手続	393
(5) 株式交付子会社の手続	404
III 実務上の留意点	404
1 スケジュール上の留意点	405
(1) 株式交付親会社の手続の順序	405
(2) 対価となる株式の発行等に係る有価証券届出書の提出の要否	406
(3) 米国1933年証券法上の登録義務	407
(4) 公開買付届出書の添付書類	409
(5) 株式交付の想定スケジュール	410
2 株式交付計画に関する留意点	415
(1) 交付比率	415
(2) 申込期日および効力発生日	415

3	公開買付規制の適用がある場合の留意点	416
(1)	買付予定数の下限および上限	416 / (2) 価格の均一性
(2)	価格の均一性	417 / (3) 申込みの撤回と応募の撤回の関係
(3)	申込みの撤回と応募の撤回の関係	419 / (4) 目論見書の交付と使用者責任
(4)	目論見書の交付と使用者責任	420 / (5) 公開買付けの撤回
(5)	公開買付けの撤回	420
4	株式交付子会社の株式が譲渡制限株式会社である場合の留意点	422
5	株式交付の事例	422
IV	税務	426

第 VIII 編 新株発行をめぐる係争 429

第 1 章 新株発行の差止め 431

I	差止事由	431
1	法令・定款違反	432
(1)	適法な株主総会特別決議を経ない有利発行	432 / (2) その他の法令違反
(2)	その他の法令違反	441 / (3) 定款違反
(3)	定款違反	442
2	著しく不公正な方法	442
(1)	総論	442 / (2) 主要目的ルール
(2)	主要目的ルール	442 / (3) 裁判例にみる具体的な判断基準
(3)	裁判例にみる具体的な判断基準	445 / (4) 増資の手法による差異
(4)	増資の手法による差異	462 / ◆
(5)	◆ Column ◆ 近時導入された規制	465 / (6) 株主意思を確認することの効果
(6)	株主意思を確認することの効果	466 / (7) 支配権維持目的での募集株式の発行等
(7)	支配権維持目的での募集株式の発行等	468 / (7) 先行する新株予約権発行手続に差止事由がある場合
(7)	先行する新株予約権発行手続に差止事由がある場合	469
3	株主が不利益を受けるおそれ	470

第 2 章 新株発行の無効 472

I	無効原因	472
---	------	-----

(22) 目次

1 無効原因と認められる例	472		
(1) 総論	472 / (2) 発行可能株式総数を超過する発行	473 /	
(3) 定款に定めのない種類の株式の発行	473 / (4) 募集事項の通知・ 公告を欠く発行	473 / (5) 差止め仮処分命令に違反した発行	474 /
(6) 非公開会社（全株式譲渡制限会社）において株主総会決議に瑕疵 がある発行	474		
2 無効原因と認められない例	474		
(1) 著しく不公正な方法による発行	474 / (2) 有利発行	474 /	
(3) 必要な取締役会決議を欠いた発行	475		
II 無効訴訟の手続	475		
1 当事者適格	475		
2 管轄裁判所	476		
3 方法	476		
4 出訴可能な期間	477		
5 無効の訴えの範囲	477		
6 担保提供命令等	477		
7 主張立証責任	478		
8 和解、認諾、自白	479		
III 無効判決の効果	479		

第3章 新株発行の不存在 481

I 不存在事由	481
1 総論	481
2 払込みがないのに、新株発行の登記がなされている場合	481
3 新株発行の取締役会決議または株主総会決議が存在しない場合	482
4 代表取締役でない者によりなされた新株発行	482
5 募集事項の通知・公告を欠く発行	483
II 不存在確認の訴えの手続	483

1 当事者適格	483
2 管轄裁判所	483
3 出訴可能な期間	483
4 主張立証責任	484
5 和解、認諾、自白	484
Ⅲ 不存在確認判決の効果	484

事項索引 486

判例索引 493

執筆者略歴 497